

平成 16 年 6 月 11 日
担 当 蚕糸園芸課
内 線 3 1 2 4

農産物等安全検査の結果について（第 1 回）

群馬県では「農薬適正使用条例」に基づき、本県農産物の安全を確保するため、出荷前農産物の残留農薬検査を実施しています。

5 月の検査結果は次のとおりです。

1 検査概要

5 月 1 日から 5 月末日までに、県内の集出荷場等から野菜 1 0 検体、果樹 1 0 検体を採取し、残留農薬について検査を実施しました。

検査の結果、食品衛生法に基づく基準に違反した事例はありませんでした。

| 区 分 | 検体数 | 検 査 品 目 |
|-----|-----|------------|
| 野 菜 | 1 0 | こだますいか(10) |
| 果 樹 | 1 0 | 梅(10) |
| 合 計 | 2 0 | |

* 検体入手先は、県内 1 0 J A。

2 検査機関

群馬県食品安全検査センター（前橋市上沖町 3 7 8 ）

3 検査項目

クロルピリホス、パラチオンメチル、トクロホスメチル、フェンバレレート ほか 46 成分

平成 16 年 7 月 9 日
担 当 蚕糸園芸課
内 線 3 1 2 4

農産物等安全検査の結果について（第 2 回）

群馬県では「農薬適正使用条例」に基づき、本県農産物の安全を確保するため、出荷前農産物の残留農薬検査を実施しています。

6 月の検査結果は次のとおりです。

1 検査概要

6 月 1 日から 6 月末日までに、県内の集出荷場等から野菜 16 検体を採取し、残留農薬について検査を実施しました。

検査の結果、食品衛生法に基づく基準に違反した事例はありませんでした。

| 区 分 | 検体数 | 検 査 品 目 |
|-----|-----|-----------------|
| 野 菜 | 1 6 | ごぼう(10)、だいこん(6) |
| 合 計 | 1 6 | |

* 検体入手先は、県内 5 J A。

2 検査機関

群馬県食品安全検査センター（前橋市上沖町 3 7 8）

3 検査項目

クロルピリホス、パラチオンメチル、トクロホスメチル、フェンバレート ほか 46 成分

平成 16 年 8 月 5 日
担 当 蚕糸園芸課
内 線 3 1 2 4

農産物等安全検査の結果について（第 3 回）

群馬県では「農薬適正使用条例」に基づき、本県農産物の安全を確保するため、出荷前農産物の残留農薬検査を実施しています。

7月の検査結果は次のとおりです。

1 検査概要

7月1日から7月末日までに、県内の集出荷場等から野菜20検体を採取し、残留農薬について検査を実施しました。

検査の結果、食品衛生法に基づく基準に違反した事例はありませんでした。

| 区 分 | 検体数 | 検 査 品 目 |
|-----|-----|------------------|
| 野 菜 | 2 0 | キャベツ(10)、トマト(10) |
| 合 計 | 2 0 | |

* 検体入手先は、県内 6 J A。

2 検査機関

群馬県食品安全検査センター（前橋市上沖町 3 7 8）

3 検査項目

キャベツ：パラチオンメチル、プロチオホス、トクロホスメチル、フェンバレー Hほか全 46成分

トマト：パラチオンメチル、トクロホスメチル、フルトラニル、イゾシオンほか全 45成分

平成16年9月3日
担当 蚕糸園芸課
内線 3124

農産物等安全検査の結果について（第4回）

群馬県では「農薬適正使用条例」に基づき、本県農産物の安全を確保するため、出荷前農産物の残留農薬検査を実施しています。

8月の検査結果は次のとおりです。

1 検査概要

8月23日に、県内の集出荷場等から野菜10検体を採取し、残留農薬について検査を実施しました。

| 区分 | 検体数 | 検査品目 |
|----|-----|----------|
| 野菜 | 10 | えだまめ(10) |
| 合計 | 10 | |

* 検体入手先は、県内2JA、1出荷組合。

検査の結果、食品衛生法に基づく基準に違反した事例はありませんでした。

ただし、

- (1) 10検体のうち1検体から枝豆に農薬取締法上適用のない成分が検出されました。検出された成分はテブフェンピラド(商品名:ピラニカ水和剤)であり、検出濃度は0.043ppmでした。
- (2) 生産者の栽培履歴を確認したところ、該当農薬の使用はありませんでした。
- (3) 周辺の状況について調査した結果、枝豆の収穫圃場の隣接地に栽培されている他の作物にピラニカ水和剤を散布していました。
- (4) 周辺の状況から、今回検出された成分の農薬は、飛散により、枝豆に付着したものとみられるので、今後は十分注意して散布するよう指導しました。
- (5) テブフェンピラドの枝豆についての食品衛生法上の残留基準値は設定されておらず、この場合、残留基準値の定めのある他の農産物の残留基準値を参照することとなります。同成分の残留基準値の定めのある他の作物の例では(1)の濃度は他例の約2分の1～46分の1であり、法的にも、食品安全上も問題はないものです。

2 検査機関

群馬県食品安全検査センター（前橋市上沖町378）

3 検査項目

えだまめ：パラチオンメチル、マラチオン、トクロホスメチル、フルトニルほか全42成分

平成 16 年 10 月 5 日
担 当 蚕糸園芸課
内 線 3 1 2 4

農産物等安全検査の結果について（第 5 回）

群馬県では「農薬適正使用条例」に基づき、本県農産物の安全を確保するため、出荷前農産物の残留農薬検査を実施しています。

9 月の検査結果は次のとおりです。

1 検査概要

9 月 1 日から 9 月末日までに、県内の集出荷場等から野菜 9 検体、果樹 10 検体を採取し、残留農薬について検査を実施しました。

検査の結果、食品衛生法に基づく基準に違反した事例はありませんでした。

| 区 分 | 検体数 | 検 査 品 目 |
|-----|-----|---------|
| 野 菜 | 9 | レタス(9) |
| 果 樹 | 10 | 梨(10) |
| 合 計 | 19 | |

* 検体入手先は、県内 3 J A、3 出荷組合。

2 検査機関

群馬県食品安全検査センター（前橋市上沖町 3 7 8）

3 検査項目

レタス : パラチオンメチル、マラチオン、トリクロホスメチル、フェンバレードほか全 44 成分
梨 : ジコホール、パラチオンメチル、トリクロホスメチル、フルトラニル、ほか全 48 成分

平成 16 年 11 月 8 日
担 当 蚕糸園芸課
内 線 3 1 2 4

農産物等安全検査の結果について（第 6 回）

群馬県では「農薬適正使用条例」に基づき、本県農産物の安全を確保するため、出荷前農産物の残留農薬検査を実施しています。

10月の検査結果は次のとおりです。

1 検査概要

10月1日から10月末日までに、県内の集出荷場等から果樹8検体を採取し、残留農薬について検査を実施しました。

検査の結果、食品衛生法に基づく基準に違反した事例はありませんでした。

| 区 分 | 検体数 | 検 査 品 目 |
|-----|-----|---------|
| 果 樹 | 8 | りんご(8) |
| 合 計 | 8 | |

* 検体入手先は、県内 3 J A。

2 検査機関

群馬県食品安全検査センター（前橋市上沖町 3 7 8 ）

3 検査項目

りんご :パラチオンメチル、マラチオン、トリクロホスメチル、フェンバレー Hほか全 48成分

平成 17 年 1 月 6 日
担 当 蚕糸園芸課
内 線 3 1 2 4

農産物等安全検査の結果について（第 7 回）

群馬県では「農薬適正使用条例」に基づき、本県農産物の安全を確保するため、出荷前農産物の残留農薬検査を実施しています。

1 2 月の検査結果は次のとおりです。

1 検査概要

1 2 月 1 日から 1 2 月末日までに、県内の集出荷場等から野菜 1 8 検体を採取し、残留農薬について検査を実施しました。

検査の結果、食品衛生法に基づく基準に違反した事例はありませんでした。

| 区 分 | 検体数 | 検 査 品 目 |
|-----|-----|--------------------|
| 野 菜 | 1 8 | こまつな(10)、ブロッコリー(8) |
| 合 計 | 1 8 | |

* 検体入手先は、県内 5 J A。

2 検査機関

群馬県食品安全検査センター（前橋市上沖町 3 7 8 ）

3 検査項目

こまつな :パラチオンメチル、マラチオン、トリクロホスメチル、フェンバレレー Hほか全 40成分
ブロッコリー :パラチオンメチル、マラチオン、トリクロホスメチルほか全 42成分

平成 17 年 2 月 2 日
担 当 蚕糸園芸課
内 線 3 1 2 4

農産物等安全検査の結果について（第 8 回）

群馬県では「農薬適正使用条例」に基づき、本県農産物の安全を確保するため、出荷前農産物の残留農薬検査を実施しています。

1月の検査結果は次のとおりです。

1 検査概要

1月1日から1月末日までに、県内の集出荷場等から野菜19検体を採取し、残留農薬について検査を実施しました。

検査の結果、食品衛生法に基づく基準に違反した事例はありませんでした。

| 区 分 | 検体数 | 検 査 品 目 |
|-----|-----|---------------------|
| 野 菜 | 1 9 | 下仁田ねぎ(9)、ちんげんさい(10) |
| 合 計 | 1 9 | |

* 検体入手先は、県内7JA。

2 検査機関

群馬県食品安全検査センター（前橋市上沖町378）

3 検査項目

下仁田ねぎ：パラチオン、馬拉チオン、トリクロホスメチル、フェンバレレー ほか全40成分

ちんげんさい：パラチオンメチル、馬拉チオン、トリクロホスメチルほか全45成分

平成 17 年 3 月 10 日
担 当 蚕糸園芸課
内 線 3 1 2 4

農産物等安全検査の結果について（第 9 回）

群馬県では「農薬適正使用条例」に基づき、本県農産物の安全を確保するため、出荷前農産物の残留農薬検査を実施しています。

2 月の検査結果は次のとおりです。

1 検査概要

2 月 1 日から 2 月末日までに、県内の集出荷場等から野菜 2 0 検体を採取し、残留農薬について検査を実施しました。

検査の結果、食品衛生法に基づく基準に違反した事例はありませんでした。

| 区 分 | 検体数 | 検 査 品 目 |
|-----|-----|------------------|
| 野 菜 | 2 0 | はくさい(10)、いちご(10) |
| 合 計 | 2 0 | |

* 検体入手先は、県内 1 0 J A。

2 検査機関

群馬県食品安全検査センター（前橋市上沖町 3 7 8 ）

3 検査項目

はくさい：パラチオン、マラチオン、トリクロホスメチル、フェンバレレー H ほか全 4 6 成分

いちご：パラチオン、マラチオン、トリクロホスメチル、フェンバレレー H ほか全 4 9 成分